

## 宇土市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 宇土市下水道事業

事 業 名 : 漁業集落排水事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 7 年度 ~ 令和 16 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成21年度 (16年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適(全部適用)
処理区域内人口密度	27.4 (令和6年度決算)	流域下水道等への 接続の有無	なし
処理区数	1処理区		
処理場数	1処理場(戸口浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	なし		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

## ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	使用料金は、汚水排水量8㎡までの定額の基本料金と9㎡以上の排水量区分による超過料金の合算額で、超過料金については、排水量が多いほど単価が高くなる逦増制となっています。																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">使用料(税抜)</th> </tr> <tr> <th>基本料金</th> <th colspan="2">超過料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚水排水量8立方メートルまで1,160円</td> <td>8立方メートルを超え30立方メートルまで</td> <td>1立方メートルにつき135円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30立方メートルを超え50立方メートルまで</td> <td>1立方メートルにつき150円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50立方メートルを超え100立方メートルまで</td> <td>1立方メートルにつき160円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100立方メートルを超える部分</td> <td>1立方メートルにつき180円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 水道水と水道水以外の水との併用の場合は、その合計使用水量により算定した額とする。</p>			使用料(税抜)			基本料金	超過料金		汚水排水量8立方メートルまで1,160円	8立方メートルを超え30立方メートルまで	1立方メートルにつき135円		30立方メートルを超え50立方メートルまで	1立方メートルにつき150円		50立方メートルを超え100立方メートルまで	1立方メートルにつき160円		100立方メートルを超える部分
使用料(税抜)																				
基本料金	超過料金																			
汚水排水量8立方メートルまで1,160円	8立方メートルを超え30立方メートルまで	1立方メートルにつき135円																		
	30立方メートルを超え50立方メートルまで	1立方メートルにつき150円																		
	50立方メートルを超え100立方メートルまで	1立方メートルにつき160円																		
	100立方メートルを超える部分	1立方メートルにつき180円																		
業務用使用料体系の 概要・考え方	なし																			
その他の使用料体系の 概要・考え方	なし																			
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	3,050 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	3,256 円															
	令和5年度	3,058 円		令和5年度	2,750 円															
	令和6年度	3,058 円		令和6年度	3,315 円															

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	13名(※漁業集落排水事業での職員給の計上なし)
事業運営組織	上下水道課 ----- 上下水道係 5名 課長 1名   -- 管理建設係(上水道担当)3名 (下水道担当)3名、会計年度任用職員 1名

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	戸口浄化センターの運転管理業務を民間に委託しています。 また、使用料の徴収業務を水道事業に委託しており、令和7年度から水道事業にて包括的民間委託を実施しています。
	イ 指定管理者制度	なし
	ウ PPP・PFI	民間の包括的維持管理業務委託を継続しながら、W-PPPの本市における有効性や導入可能性を調査し、令和10年度からの導入を見据えた取組みを行っていきます。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	なし

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

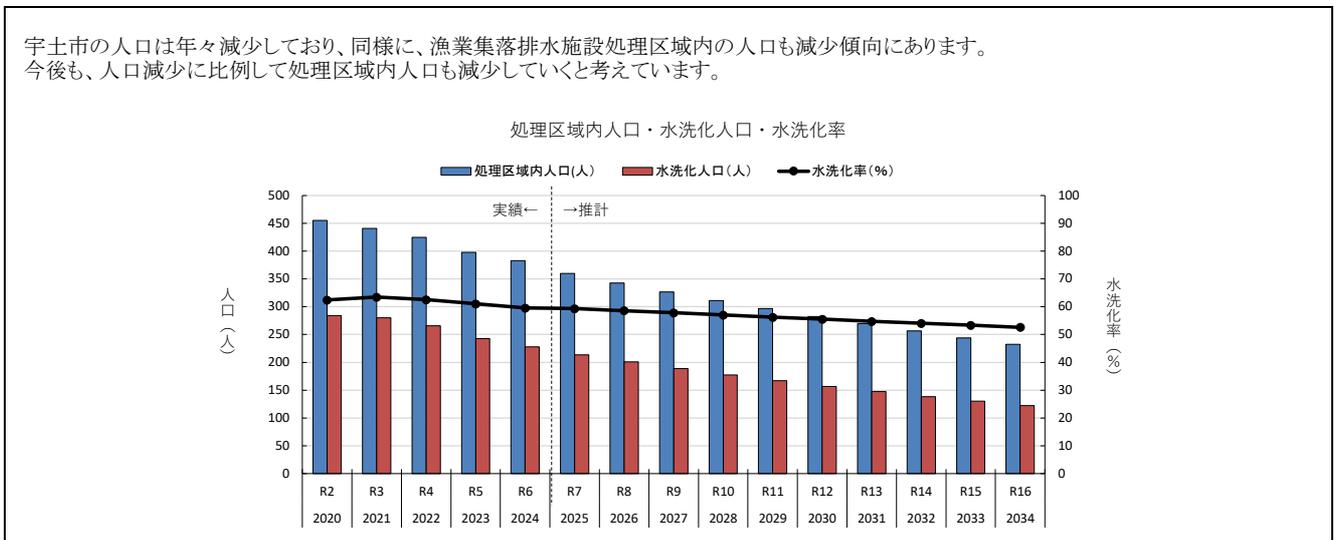
\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

「経営比較分析表(令和6年度決算)」を添付  注)令和6年4月1日に法適用し、官公庁会計から公営企業会計へ移行したため、当該資料は令和6年度決算のみとなっています。
--

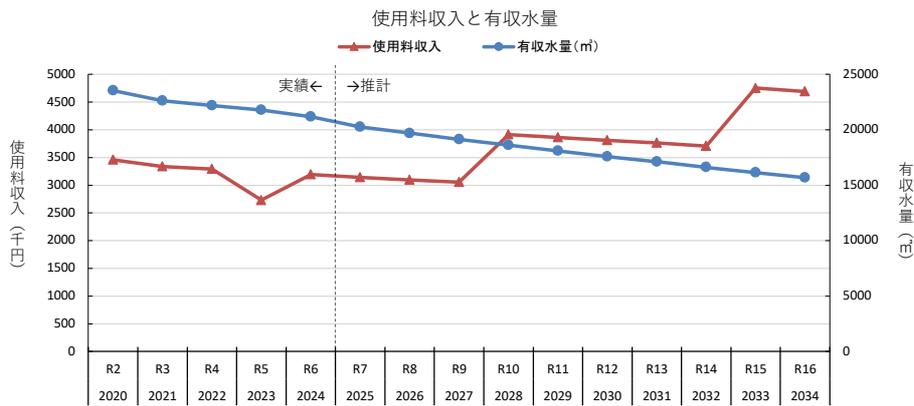
2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測



## (2) 有収水量の予測

人口減少に伴い、有収水量も減少傾向にあります。  
今後も、人口減少に比例して有収水量も減少していくと考えています。



注) 令和5年度は、官公庁会計から公営企業会計への移行に伴い、打ち切り決算となっています。

## (3) 使用料収入の見通し

人口減少に伴い、使用料収入も減少傾向にあります。  
今後も、人口減少に比例して使用料収入も減少していくと考えています。



## (4) 施設の見通し

### ○汚水管渠

平成12年度から管路整備を行っており、令和6年度末で標準耐用年数50年を超過している管路はありませんが、マンホールポンプ等機器については耐用年数を迎えるため、今後は、機器等の更新を計画的に実施し、健全な状態を保っていく必要があります。

### ○戸口浄化センター

平成21年度の供用開始から16年を経過しており、機能保全計画に基づく設備の更新を実施しています。今後も計画的な更新を継続し、当該事業費の平準化を図っていく必要があります。

## (5) 組織の見通し

漁業集落排水事業は公共下水道事業と兼務し維持管理等を行っています。

漁業集落排水事業においては、耐用年数を経過する機器等の更新、整備を進めていかなければならず、人員不足が否めない状況にあります。そのため、今後の対策として、公共下水道と併せて、維持管理を行う専門技術者の確保や施設の維持管理業務等の民間委託、広域化などについても検討していかなければならないと考えています。

なお、使用料の徴収については水道事業に委託しており、令和7年度から水道事業において窓口・徴収事務の一部を包括的業務委託し、事務作業の更なる効率化を図っています。

### 3. 経営の基本方針

第6次宇土市総合計画においては、『“輝く”まち～安全のふるさとづくり～』を基本理念とし、SDGsの目標の1つである『安全な水とトイレを世界中に』のもと、適正な下水処理を進めるため、施設の適切な維持・管理及び管路や施設の改修、下水道認可区域外での合併浄化槽設置を促進することとしています。

本経営戦略においては、総合計画における基本理念や基本計画を踏まえ、

- ① 快適で衛生的な生活環境の確保と公共水域の保全
  - ② 適切な改築更新による施設の機能向上と設備の長寿命化
  - ③ 将来にわたる安定的な財政基盤の確立
- を目標に、健全な財政運営に努めていきます。

### 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)： 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

目	標	機能保全計画に基づき事業の効率化を図るとともに、地震、風水害等の大規模災害の非常時においても、下水道が果たす役割を最低限維持できるよう、使用者への影響を最小に抑えるための施設整備に取り組みます。
---	---	---

#### ア) 汚水管渠

- ・柵設置(単独事業)・・・住宅新築等に対する新規の公共柵設置を行います。60万円／箇所×1箇所を想定しています。
- ・機能保全委託、改築更新(補助事業)・・・機能保全計画に基づく調査、設計業務及び改築更新工事を行います。

#### イ) 浄化センター

- ・機能保全委託、改築更新(補助事業)・・・機能保全計画に基づく調査、設計業務及び改築更新工事を行います。

漁業集落排水施設 投資計画

		単位：千円										
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	合計
ア) 汚水管渠	柵設置 (単)	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	6,000
	機能保全委託 (補)											0
	改築更新 (補)		0	17,604		17,797		27,405		28,952	20,500	112,258
汚水管渠 計		600	600	18,204	600	18,397	600	28,005	600	29,552	21,100	118,258
イ) 浄化センター	機能保全委託 (補)											0
	改築更新 (補)		60,742			2,980	31,517	19,132	6,871		51,850	173,092
	補修整備 (起)											0
汚水処理場 計		0	60,742	0	0	2,980	31,517	19,132	6,871	0	51,850	173,092
<b>全体計</b>		<b>600</b>	<b>61,342</b>	<b>18,204</b>	<b>600</b>	<b>21,377</b>	<b>32,117</b>	<b>47,137</b>	<b>7,471</b>	<b>29,552</b>	<b>72,950</b>	<b>291,350</b>

		単位：千円										
財源内訳		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	合計
補助		0	30,371	8,802	0	10,389	15,759	23,269	3,436	14,476	36,175	142,675
補助起債		0	30,300	8,800	0	10,300	15,700	23,200	3,400	14,400	36,100	142,200
単独起債		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
単費		600	671	602	600	689	659	669	636	676	675	6,475
合計		600	61,342	18,204	600	21,377	32,117	47,137	7,471	29,552	72,950	291,350

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<p>経営の安定、健全化を図るため、中長期的な収支予測においては黒字経営と資金の確保ができるよう、使用料の徴収の徹底のほか、需要や社会の変化に対応した経営の見直しを行います。</p> <p>そのため、令和9年度に一般会計からの補助金(基準外繰入)を増加し、令和10年度及び令和15年度に料金改定を行う予定としています。詳細については、令和8年度に上下水道事業運営審議会を開催し、平成21年度の供用開始以降一度も行っていない使用料の改定について精査し、適正な料金収入を目指します。</p> <p>また、一般会計からの補助金についても財政部局と協議を行っていきます。</p>
-----	---

<p>○使用料に関する事項 処理区域内の人口減少を加味し、令和10年度及び令和15年度に料金を改定した場合の使用料収入で試算しています。</p> <p>○国庫補助金等に関する事項 現行の補助制度に基づき、今後の整備計画により設定しています。</p> <p>○企業債に関する事項 今後の整備計画により設定しています。 なお、企業債による将来世代への負担が重くならないよう企業債残高の抑制に努めています。</p> <p>○繰入金に関する事項 基準内繰入については、総務省通知「地方公営企業繰入金について」により、繰入基準に基づいて算定した全額を一般会計が負担し、経営を維持するため、収支により不足する額について基準外繰入を行うことを想定し、その額を試算しています。</p>
--

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<p>○動力費・修繕費・材料費に関する事項 近年の物価上昇等を踏まえ、過去の実績を基に推計しています。</p> <p>○その他(委託費等)に関する事項 近年の物価上昇等を踏まえ、過去の実績を基に、W-PPPの導入の可能性を加味して推計しています。</p>
---

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	<p>公共下水道事業と併せた事業運用を図ります。</p> <p>また、現在の投資財政計画によると、今後、経営が厳しくなることが見込まれるため、施設の廃止を含む選択肢を視野に入れ、代替案を検討する必要があると考えます。</p>
投資の平準化に関する事項	<p>機能保全計画に基づく施設管理を継続していく事で更新事業費を平準化し、事業経営に対する支出負担の軽減を図ります。</p>
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	<p>W-PPPの導入に対し、本市における有効性や導入可能性を調査し、令和10年度からの導入を見据えた取組みを行っていきます。</p>
その他の取組	<p>老朽施設更新等の多額の支出を要する事業について、施設のダウンサイジングを進めるとともに、国庫交付金事業を積極的に活用し、財源負担の軽減に努めます。</p>

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	<p>人口減少に伴い、基本料金収入および従量料金収入ともに減少しています。令和8年度に上下水道事業運営審議会を開催し、令和10年度を目途に適正な料金改定を行っていきます。</p>
資産活用による収入増加の取組について	なし
その他の取組	<p>国庫補助や地方債等を活用しながら、将来に負担を強いらぬよう財源確保に努めます。</p>

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	民間の包括的維持管理業務委託を継続しながら、W-PPPの本市における有効性や導入可能性を調査し、令和10年度からの導入を見据えた取組みを行っていきます。
職員給与費に関する事項	なし
動力費に関する事項	需要変化に対応したダウンサイジングにより、経費削減策を検討していきます。
薬品費に関する事項	現在の維持管理業務委託に薬品を含めた契約を継続していきます。
修繕費に関する事項	機能保全計画により効率的に更新事業を実施し、安全性の確保を第一に、早期の対応、必要最小限となる工夫を行いながら経費削減に努めます。
委託費に関する事項	現在の維持管理業務委託を継続しながら、W-PPPの導入を検討します。
その他の取組	事務処理の簡素化や水道事業との共同発注など費用対効果の高い方法の選択に努めます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	<p>中長期的な収支見通しに基づき、収入と支出のバランスを図りながら持続可能な経営の安定化を目指します。</p> <p>また、PDCAサイクルにより継続的な進捗管理を行い、経営改善につなげるとともに、計画の見直しに反映させていきます。そのため、計画については、公共下水道事業と併せて3～5年ごとに定期的な見直しを行うほか、事業の進捗や環境の変化、決算などを踏まえた修正を随時行い、経営状況を把握しながら持続可能な経営に努めます。</p>
---------------------	--

# 経営比較分析表（令和6年度決算）

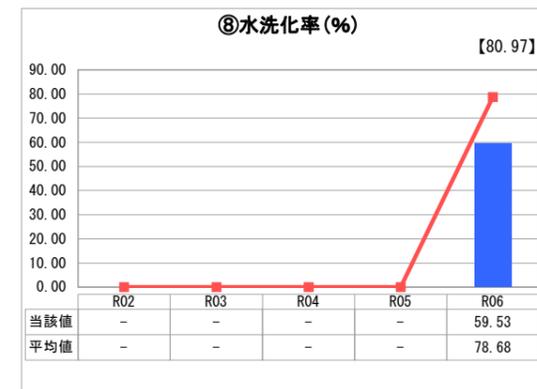
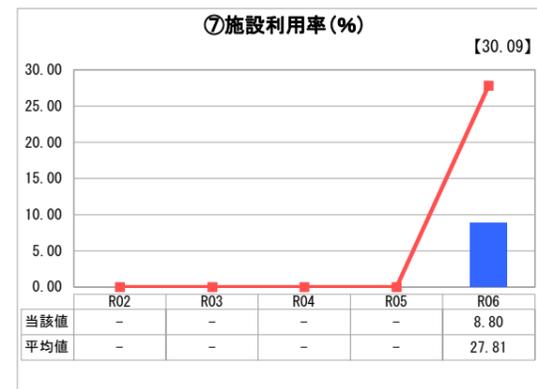
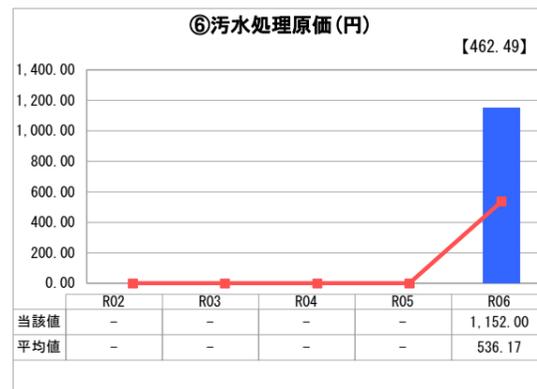
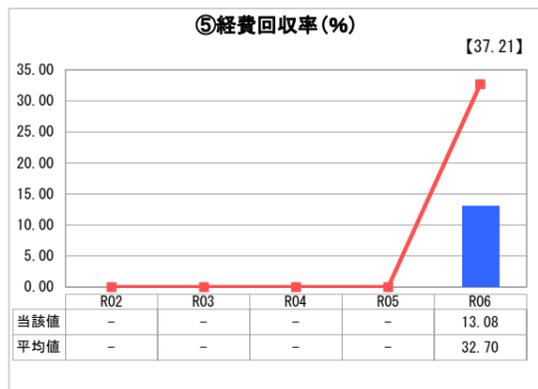
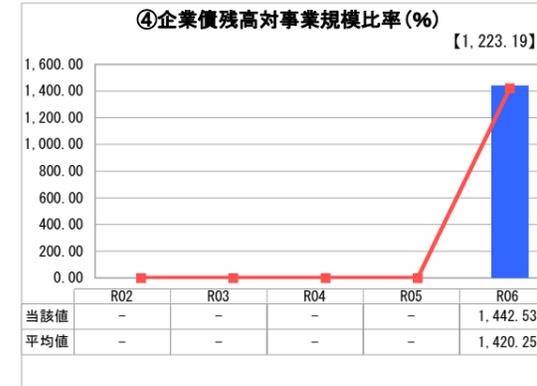
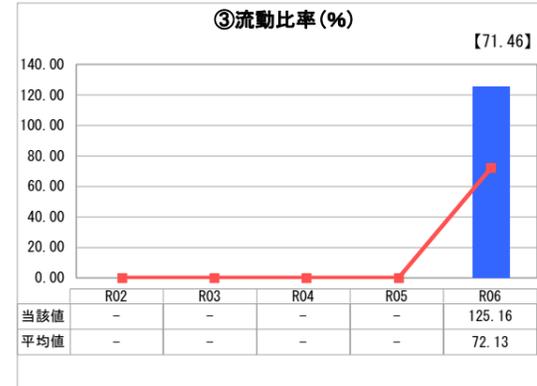
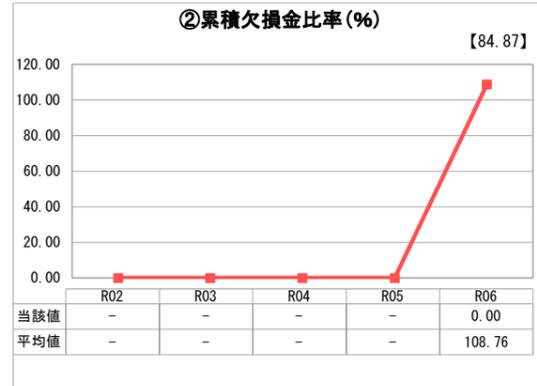
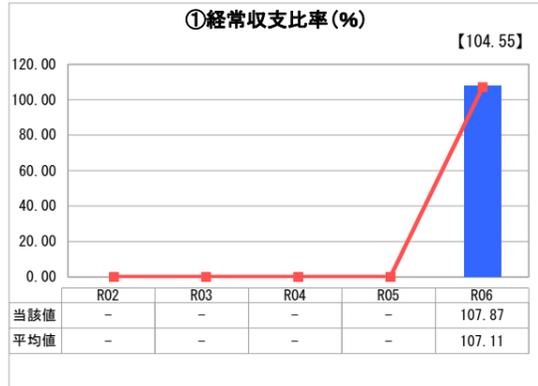
熊本県 宇土市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	漁業集落排水	H2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	67.76	1.06	90.45	3,058

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
36,143	74.30	486.45
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
383	0.14	2,735.71

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
【	令和6年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

令和6年4月1日から法適用となり、法適用後初めての決算となった。

①経常収支比率は100%を超えており、②累積欠損金比率も生じていないが、これは使用料以外の収入（一般会計からの繰入）によるものであり、一般会計からの繰入に依存しているため、今後は、使用料収入の増加と経費削減策を講じていかなければならない。

③流動比率は類似団体・全国平均を大きく上回っているが、これは一般会計からの繰入によるものである。

④企業債残高対事業規模比率は全国平均を上回り高い位置にある。今後は耐用年数を迎える機器等の更新が控えているため、企業債発行の適正化に努める必要がある。

⑤経費回収率は類似団体・全国平均よりも低く、⑥汚水処理原価においても類似団体・全国平均を大きく上回っており、使用料で回収すべき経費を賄えていない状況にある。今後は、維持管理費の削減とあわせて料金設定の適正化を図っていく必要がある。

⑦施設利用率は、類似団体と比べて低い。今後は、ダウンサイジングを取り入れ、規模に応じた施設を検討しなければならない。

⑧水洗化率は利用者が少ないことから類似団体と比べて低い。

### 2. 老朽化の状況について

①有形固定資産減価償却率は類似団体・全国平均よりも低く、②管渠老朽化率および③管渠改善率ともに該当なしとなっている。これは、漁業集落排水事業は平成12年から管渠整備を開始し平成21年に供用を開始しており、現在のところ、法定耐用年数を過ぎた管渠は存在せず、処理場施設についても大規模な更新を行っていないためである。しかし、マンホールポンプや処理場施設の機器等については耐用年数による更新時期が迫っているため、今後は計画的な更新や維持管理に努め、健全な状態を保っていく必要がある。

## 全体総括

漁業集落排水事業は収入の多くを一般会計からの繰入に依存している状況であり、汚水処理原価が高く、経費回収率も低い。その結果、事業に必要な維持管理費を利用者の料金収入で賄えておらず、漁業集落排水事業単独での経営が難しい状況にある。人口減少や物価高騰が進む中、今後は、料金改定による収入の増加や施設の維持管理費の削減を図る必要がある。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

投資・財政計画  
(収支計画)

非法適 ← → 法適

(単位:千円, %)

区 分		年 度		本年度 (決算見込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	
		前々年度 (決算) 法非適	前年度 (決算) 法適											
收 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)	2,730	3,193	3,142	3,097	3,053	3,914	3,860	3,809	3,762	3,706	4,751	4,689	
	(1) 料金収入	2,730	3,193	3,142	3,097	3,053	3,914	3,860	3,809	3,762	3,706	4,751	4,689	
	(2) 受託工事収益 (B)													
	(3) その他													
	2. 営業外収益	29,491	47,245	43,395	42,485	46,248	47,702	50,808	53,283	50,304	56,754	53,437	57,662	
	(1) 補助金	20,398	20,412	31,218	30,298	32,394	33,358	36,454	41,153	38,872	44,043	40,529	43,954	
	他会計補助金	20,398	20,412	31,218	30,298	32,394	33,358	36,454	41,153	38,872	44,043	40,529	43,954	
	その他補助金													
	(2) 長期前受金戻入		21,833	12,177	12,187	13,854	14,344	14,354	12,130	11,432	12,711	12,908	13,708	
	(3) その他	9,093	5,000											
	収入計 (C)	32,221	50,438	46,537	45,582	49,301	51,616	54,668	57,092	54,066	60,460	58,188	62,351	
	支 出	1. 営業費用	9,986	42,021	33,534	40,820	44,624	46,088	46,607	42,879	42,128	45,231	46,186	48,361
		(1) 職員給与費		2,644										
基本給														
退職給付費														
その他			2,644											
(2) 経費		9,986	17,850	12,001	19,277	19,758	20,252	20,761	21,284	21,822	22,376	22,946	23,532	
動力費		984	1,203	1,345	1,365	1,385	1,405	1,425	1,445	1,465	1,485	1,505	1,525	
修繕費		755	360	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
材料費		150		500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	
その他		8,097	16,287	9,156	16,412	16,873	17,347	17,836	18,339	18,857	19,391	19,941	20,507	
(3) 減価償却費			21,527	21,533	21,543	24,866	25,836	25,846	21,595	20,306	22,855	23,240	24,829	
2. 営業外費用		4,246	4,736	3,775	3,470	4,670	4,791	4,465	4,557	4,889	5,600	5,320	5,583	
(1) 支払利息		4,246	4,063	3,775	3,470	4,670	4,791	4,465	4,557	4,889	5,600	5,320	5,583	
(2) その他		673												
支出計 (D)	14,232	46,757	37,309	44,290	49,294	50,879	51,072	47,436	47,017	50,831	51,506	53,944		
経常損益 (C)-(D) (E)	17,989	3,681	9,228	1,292	7	737	3,596	9,656	7,049	9,629	6,682	8,407		
特別利益 (F)														
特別損失 (G)		27												
特別損益 (F)-(G) (H)		△27												
当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)	17,989	3,654	9,228	1,292	7	737	3,596	9,656	7,049	9,629	6,682	8,407		
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)		3,654	12,882	14,174	14,181	14,918	18,514	28,170	35,219	44,848	51,530	59,937		
流動資産 (J)		20,619	23,672	18,119	12,705	8,197	4,337	3,740	86	807	49	631		
うち未収金		1,281	1,261	1,242	1,225	1,570	1,549	1,528	1,509	1,487	1,906	1,881		
流動負債 (K)		17,498	17,821	18,384	18,833	20,919	21,851	21,586	21,084	19,285	19,893	1,646		
うち建設改良費分		16,068	16,680	16,995	17,314	19,351	20,265	20,127	19,650	17,746	18,321			
うち一時借入金														
うち未払金		1,430	1,141	1,389	1,519	1,568	1,586	1,459	1,434	1,539	1,572	1,646		
累積欠損金比率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )		114	410	458	464	381	480	740	936	1,210	1,085	1,278		
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)														
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)	2,730	3,193	3,142	3,097	3,053	3,914	3,860	3,809	3,762	3,706	4,751	4,689		
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M)×100)														
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)														
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)														
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)														
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P)×100)														

## 投資・財政計画 (収支計画)

非法適 ← → 法適

(単位:千円(税込))

区 分		年 度		本年度 (決算見込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
		前々年度 (決算) 法非適	前年度 (決算) 法適										
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	9,400			30,300	8,800		10,200	15,700	23,200	3,400	14,400	36,100
	うち 資本費平準化債												
	2. 他 会 計 出 資 金												
	3. 他 会 計 補 助 金		14,493	1,087	1,100	1,114	1,127	1,141	1,155	1,168	1,183	600	
	4. 他 会 計 負 担 金												
	5. 他 会 計 借 入 金												
	6. 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	3,850	500		30,371	8,802		10,389	15,759	23,269	3,436	14,476	36,175
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金												
	8. 工 事 負 担 金		100	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
	9. そ の 他												
	計 (A)	13,250	15,093	1,137	61,821	18,766	1,177	21,780	32,664	47,687	8,069	29,526	72,325
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純 計 (A)-(B) (C)	13,250	15,093	1,137	61,821	18,766	1,177	21,780	32,664	47,687	8,069	29,526	72,325
支	1. 建 設 改 良 費	8,057	385	600	61,342	18,204	600	21,377	32,117	47,137	7,471	29,552	72,950
	うち 職員給与費												
	2. 企 業 債 償 還 金	13,693	14,493	16,068	16,680	16,995	17,314	19,351	20,265	20,127	19,650	17,746	18,321
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金												
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金												
5. そ の 他	454												
	計 (D)	22,204	14,878	16,668	78,022	35,199	17,914	40,728	52,382	67,264	27,121	47,298	91,271
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	8,954	△ 215	15,531	16,201	16,433	16,737	18,948	19,718	19,577	19,052	17,772	18,946
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金			15,531	16,201	16,433	16,737	18,948	19,718	19,577	19,052	17,772	18,946
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額												
	3. 繰 越 工 事 資 金												
	4. そ の 他	8,954											
	計 (F)	8,954		15,531	16,201	16,433	16,737	18,948	19,718	19,577	19,052	17,772	18,946
	補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)		△ 215										
	他 会 計 借 入 金 残 高 (G)												
	企 業 債 残 高 (H)	219,856	205,363	189,295	202,915	194,720	177,406	168,255	163,690	166,763	150,513	147,167	164,946

○他会計繰入金

(単位:千円(税込み))

区 分		年 度		本年度 (決算見込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
		前々年度 (決算) 法非適	前年度 (決算) 法適										
収 益 的 収 支 分			20,412	31,218	30,298	32,394	33,358	36,454	41,153	38,872	44,043	40,529	43,954
	うち 基準内繰入金		15,370	15,506	17,413	20,278	20,889	20,573	18,449	18,089	20,079	19,998	18,954
	うち 基準外繰入金		5,042	15,712	12,885	12,116	12,469	15,881	22,704	20,783	23,964	20,531	25,000
資 本 的 収 支 分			14,493	1,087	1,100	1,114	1,127	1,141	1,155	1,168	1,183	600	
	うち 基準内繰入金		524	1,087	1,100	1,114	1,127	1,141	1,155	1,168	1,183	600	
	うち 基準外繰入金		13,969										
	合 計		34,905	32,305	31,398	33,508	34,485	37,595	42,308	40,040	45,226	41,129	43,954